

平成27年12月28日

中部電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法等の一部を改正する法律附則第10条第1項の規定にもとづき届出を行なった最終保障供給約款（平成28年4月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、57（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表1（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A 基本料金 契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,937.83	143.54
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	1,913.14	141.71
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,863.77	138.06

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	19.48	1.44
その他季料金	18.16	1.35
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17.90	1.33
その他季料金	16.71	1.24
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17.70	1.31
その他季料金	16.55	1.23
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,963.55	145.45
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	1,926.51	142.70
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1,877.15	139.05
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,827.77	135.39
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	18.28	1.35
その他季料金	17.08	1.27

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
標準電圧20,000ボルトまたは 30,000ボルトで供給を受ける 場合		
夏季料金	17.53	1.30
その他季料金	16.39	1.21
標準電圧70,000ボルトで供給 を受ける場合		
夏季料金	17.27	1.28
その他季料金	16.16	1.20
標準電圧140,000ボルトで供給 を受ける場合		
夏季料金	17.01	1.26
その他季料金	15.91	1.18
最終保障予備電力 基本料金		
予備線の場合		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給を受ける場合	65.88	4.88
特別高圧で供給を受ける場合	46.44	3.44
予備電源の場合		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給を受ける場合	109.08	8.08
特別高圧で供給を受ける場合	75.60	5.60

(2) 57（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
高圧で電気の供給を受ける場合		
架空配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	27,000.00	2,000.00

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
特別高圧で電気の供給を受ける場合 工事費		
架空配電設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加契約電力1キロワット につき		
標準電圧20,000ボルトまたは 30,000ボルトで供給を受ける 場合	356.40	26.40
標準電圧70,000ボルトで供給 を受ける場合	162.00	12.00
標準電圧140,000ボルトで供 給を受ける場合	86.40	6.40
地中配電設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加契約電力1キロワット につき		
標準電圧20,000ボルトまたは 30,000ボルトで供給を受ける 場合	626.40	46.40
標準電圧70,000ボルトで供給 を受ける場合	442.80	32.80
標準電圧140,000ボルトで供 給を受ける場合	237.60	17.60
当社負担額 新増加契約電力1キロワットに つき	5,400.00	400.00

(3) 別表1 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.219	0.016
特別高圧で供給を受ける場合	0.216	0.016